

# 用語の解説

## 1 貯蓄

ゆうちょ銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託等の有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計をいう。

なお、貯蓄は世帯全体の貯蓄であり、また、個人営業世帯などの貯蓄には家計用のほか事業用も含める。

### (1) 金融機関等への預貯金

#### ① 通貨性預貯金

ゆうちょ銀行の通常貯金、銀行及びその他の金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業・漁業の協同組合等）の普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金などをいう。

#### ② 定期性預貯金

ゆうちょ銀行の定額貯金及び定期貯金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金、銀行及びその他の金融機関の各種定期預金、定期積金などをいう。

#### ③ 生命保険など

生命保険会社の積立型生命保険、損害保険会社の損害保険（火災・傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる積立型のもの）、農業協同組合の養老生命共済及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構で取り扱っている簡易生命保険（保険商品、年金商品）をいう。

#### ④ 有価証券

国債、地方債、公社・公団債、金融債、事業債などの債券、公社債投資信託（学校債及び農地被買収者国庫債は含めない。）、株式・株式投資信託、信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託などをいう。

### (2) 金融機関外への預貯金

社内預金、勤め先の共済組合などへの預貯金などをいう。

### (3) 年金型貯蓄

簡易生命保険のうち年金商品（旧郵便年金）、個人年金信託、生命保険会社の個人年金、財形年金貯蓄などをいう。公的年金（厚生年金、国民年金及び共済年金）や企業年金は含めない。

### (4) 外貨預金・外債

外貨建ての預金、外貨建債券、外国株式、外貨建投資信託（外貨建MMFを含む。）、外貨建生命保険をいう。なお、外債であっても円建てのものは含めないが、二重通貨建てのデュアルカレンシー債及びリバースデュアルカレンシー債は含める。

## 2 負 債

ゆうちょ銀行，郵便貯金・簡易生命保険管理機構，銀行，生命保険会社，住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）などの金融機関からの借入金のほか，勤め先の会社，共済組合及び親戚・知人からの借入金並びに月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

なお，負債は世帯全体の負債であり，個人営業世帯などの負債には家計用のほか事業用の負債も含める。

### 〔借入先〕

公的金融機関	住宅金融支援機構，日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫及び旧中小企業金融公庫），年金積立金管理運用独立行政法人などのほか，都道府県や市町村の住宅供給公社，郵便貯金・簡易生命保険管理機構など。
民間金融機関	ゆうちょ銀行，銀行，信用金庫，農業協同組合，生命・損害保険会社（かんぽ生命保険など）など。
その他	社内貸付，勤め先の共済組合，サラリーマン金融，信販会社，質屋，親戚・知人など。

## 3 年間収入五分位階級・中央値

年間収入五分位階級とは，年間収入の低い世帯から高い世帯へと順に並べて5等分したもので，低い方から第Ⅰ，第Ⅱ，第Ⅲ，第Ⅳ，第Ⅴ五分位階級という。

中央値とは，貯蓄現在高，負債現在高を金額の低い世帯から高い世帯へと順に並べ，ちょうど中央に当たる世帯の値をいう。

なお，中央値の計算に当たっては，金額が「0」の世帯は含めていない。

## 4 世帯数分布（抽出率調整）

調査市町村によって調査世帯の抽出率が異なるので，調整係数（抽出率の逆数に比例した乗率）を標本数に乗じて調整集計世帯数を算出し，これを1万分比で表示したものである。

## 5 標準級間隔

ヒストグラム（柱状グラフ）では，各階級の相対度数を高さではなく面積で表すが，そのようなヒストグラムにおいて基準となる階級の間隔（級間隔）を標準級間隔という。

例えば5ページの図1の場合，標準級間隔100万円（1000万円未満）の各階級の度数は縦軸目盛りと一致するが，1000万円以上の各階級の度数は階級の間隔が標準級間隔よりも広いいため，縦軸目盛りとは一致しない。